

# 議 事 録

令和3年12月6日

山 鹿 市 農 業 委 員 会

## 令和3年第13回山鹿市農業委員会総会議事録

令和3年12月6日(月) 15時22分から16時21分 山鹿市役所 3階 301会議室

1. 本日の出席農業委員は、次のとおりである。

1番 多久 正光	2番 守川 千穂	3番 森 喜代輝	4番 長曾我部 徹
5番 徳丸 誠次郎	6番 稲葉 和弘	7番 廣田 幸徳	8番 欠 席
9番 光永 太	10番 志方 精之	11番 廣松 久喜	12番 田中 春雄
13番 隈部 誠一	14番 坂本 照子		

2. 総会への欠席委員は次のとおりである。

1名

8番 米岡 一利

3. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

事務局長：入江智紀 局長補佐兼農政係長：一法師 進  
局長補佐兼農地調整係長：坂口 美治 主任主事：北原 薫

4. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

0名

5. 議題

議案第86号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請  
議案第87号 農地法第3条の規定による農地等の使用収益権設定申請  
議案第88号 農地法第5条の規定による許可取消  
議案第89号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請  
議案第90号 農地転用計画変更承認申請  
議案第91号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請  
議案第92号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地の所有権移転  
議案第93号 農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転（農地中間管理機構）  
議案第94号 農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転  
議案第95号 農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断  
報告第19号 農地法第3条第3の規定による届出  
報告第20号 農地法第5条第1項の規定による届出

## 1. 開 会

○副会長（隈部誠一君）

ご起立願います。「礼」ご着席ください。

○局長（入江智紀君）

皆さんこんにちは。本日の総会は、コロナ感染対策として、委員の出席を制限し開催します。

農業委員総数14名中、13名の委員が出席され、過半数の出席となりますので、山鹿市農業委員会会議規則第7条の規定により総会が成立することをご報告します。

-----○-----

## 2. 会長挨拶

○事務局長（入江智紀君）

まず、会長にご挨拶いただき、引き続き、会議規則第5条の規定により議事の進行をお願いいたします。

○会長（坂本照子君）

（挨拶）

ただ今から、令和3年第13回総会を開会致します。

-----○-----

## 3. 議事録署名委員の指名

○議長（坂本照子君）

これより議事に入ります。本日の議事録署名委員は、11番 廣松久喜委員、12番 田中春雄委員にお願いします。

-----○-----

## 4. 議 事

○議長（坂本照子君）

それでは、議事に入ります。

議案第86号、農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請を議題とします。事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局（北原薫君）

議案第86号、農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請です。

提案番号165番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

議受理由は、隣接地取得によるものです。

調査書の1ページに調査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号 166 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。  
譲受理由は、親子間の贈与です。  
調査書の 2 ページに調査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号 167 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。  
譲受理由は隣接地取得によるものです。  
調査書の 3 ページ記載のとおりです。  
議案書 5 ページに調査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号 168 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。  
譲受理由は、贈与によるものです。  
調査書の 4 ページに調査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号 169 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。  
譲受理由は、譲受人の自宅周辺であることから耕作便利によるものです。  
調査書の 5 ページに調査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号 170 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。  
譲受理由は、贈与によるものです。  
調査書の 6 ページに調査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号 171 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。  
譲受け理由は、譲受人の自宅周辺であることから耕作便利によるものです。  
調査書の 7 ページに調査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号 172 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。  
譲受け理由は、規模拡大によるものです。  
調査書の 8 ページに調査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号 173 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。  
譲受理由は、譲受人の自宅周辺であることから耕作便利による取得です。  
調査書の 9 ページに調査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号 174 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。  
譲受理由は、隣接地取得によるものです。  
調査書の 10 ページに調査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号 175 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。  
譲受理由は、隣接地取得によるものです。  
調査書の 11 ページに調査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号 176 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は、隣接地取得によるものです。

調査書の12ページに調査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号177番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は、譲受人の自宅周辺であることから耕作便利による取得です。

調査書の13ページに調査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号178番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は、規模拡大によるものです。

調査書の14ページに調査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号179番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は、規模拡大によるものです。

調査書の15ページに調査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号180番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は、譲受人の自宅周辺であることから耕作便利による取得です。

調査書の16ページに調査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号181番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は、譲受人の所有農地周辺であることから耕作便利による取得です。

調査書の17ページに調査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号182番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は、譲受人の自宅周辺であることから耕作便利による取得です。

調査書の18ページに調査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号183番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は、譲受人の自宅周辺であることから耕作便利による取得です。

調査書の19ページに調査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号184番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は、譲受人の所有農地周辺であることから耕作便利による取得です。

調査書の20ページに調査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号185番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は、譲受人の自宅周辺であることから耕作便利による取得です。

調査書の21ページに調査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

以上20件です。

○議長（坂本照子君）

事務局からのただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説

明をお願いします。

○議長（坂本照子君）

提案番号 165 番から 166 番を北部地区担当委員

1 2 番（田中春雄君）

提案番号 165 番から 166 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくをお願いします。

○議長（坂本照子君）

提案番号 167 番から 178 番を南部地区担当委員

3 番（森喜代輝君）

提案番号 167 番から 178 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくをお願いします。

○議長（坂本照子君）

提案番号 179 番から 185 番を東部地区担当委員

2 番（守川千穂君）

提案番号 179 番から 185 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくをお願いします。

○議長（坂本照子君）

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。議案第 86 号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、議案第 86 号は、原案のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第 87 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による農地等の使用収益権設定申請を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（北原薫君）

議案第 87 号、農地法第 3 条の規定による農地等の使用収益権設定申請です。

提案番号 14 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

借受理由は、農業者年金再設定による使用貸借権設定 10 年です。  
調査書の 22 ページに調査内容を記載しており、許可相当と判断しております。  
以上 1 件です。

○議長（坂本照子君）

事務局からのただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○議長（坂本照子君）

提案番号 147 番を南部地区担当委員

5 番（徳丸誠次郎君）

提案番号 14 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくをお願いします。

○議長（坂本照子君）

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。議案第 87 号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第 88 号、農地法第 5 条の規定による許可取消を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（北原薫君）

議案第 88 号、農地法第 5 条の規定による許可取消について、承認を求めるものでございます。

提案番号 2 番、土地の所在、譲受人の住所、氏名は、議案書記載のとおりでございます。

本案件は、令和 3 年 10 月 5 日付けで、所有権移転により、一般住宅を目的として許可したものです。

取消理由につきましては、事業計画者の事業断念に伴い、令和 3 年 10 月 27 日付けで、取り消し願いが提出されたものです。

提案番号 3 番、土地の所在、譲受人の住所、氏名は、議案書記載のとおりでございます。

本案件は、令和 3 年 10 月 5 日付けで、所有権移転により、建築条件付き売買予定地の一部として許可したものです。

取消理由につきましては、渡人の所有権移転の拒否により、令和3年11月11日付けで、取り消し願いが提出されたものでございます。

以上2件でございます。

○議長（坂本照子君）

ただ今事務局の説明が終わりました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第88号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、議案第88号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第89号、農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（北原薫君）

議案第89号、農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請です。

提案番号20番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載の通りです。

転用者は個人で、申請地の田2筆、計9.21㎡を宅地として転用する案件です。

なお、申請地は、昭和58年頃に、申請人が申請人住宅敷地内を通る里道を、交通の安全確保のため敷地南側の自己所有農地の一部に付け替えたもので、その際に宅地側に飛び地のように残った部分です。このことについて始末書の提出があるため追認となります。

調査書の24ページに立地基準を、25ページに一般基準を記載しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

提案番号21番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載のとおりです。

転用者は法人で、申請地の田と畑、4筆、計1,312.58㎡を店舗駐車場として転用する案件です。

なお、申請地は、平成28年に駐車場として整備されており、そのことについて始末書の提出があるため追認となります。

調査書の26ページに立地基準を、27ページに一般基準を記載しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

以上、2件です。

○議長（坂本照子君）

事務局からのただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。



○議長（坂本照子君）

提案番号 20 番から 21 番を北部地区担当委員

11 番（廣松久喜君）

提案番号 20 番から 21 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしく申し上げます。

○議長（坂本照子君）

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。議案第 89 号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、原案のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第 90 号、農地転用事業計画変更承認申請を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（北原薫君）

議案第 90 号、農地転用事業計画変更承認申請です。

提案番号 6 番、土地の所在、農地区分、転用事業者、転用目的は、議案書記載のとおりです。

本案件は、当初計画において上下水道間の引き込みを計画地の西側から行うとしていたものを計画地の東側に変更するものです。

提案番号 7 番、土地の所在、農地区分、転用事業者、転用目的は、議案書記載のとおりです。

本案件は、当初計画において使用貸借権の設定を行うとしていたものを所有権の移転に変更するものです。事業の実施計画に変更はなく、贈与による所有権移転のため、図面及び調査書は割愛いたします。

以上 2 件の案件は承認相当と判断しております。

○議長（坂本照子君）

ただ今事務局の説明が終わりました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第90号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手の数を確認する。)

○議長 (坂本照子君)

全員賛成でございますので、議案第90号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第91号、農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局 (北原薫君)

議案第91号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請でございます。

提案番号91番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載のとおりです。転用者は法人で、申請地の田707㎡を取得し、駐車場として転用する案件です。調査書の30ページに立地基準を、31ページに一般基準を記載しています。本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

提案番号92番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載のとおりです。転用者は個人で、申請地の田580㎡を取得し、駐車場及び資材置き場として転用する案件です。なお、申請地はすでに駐車場及び資材置き場として利用されており、そのことについて始末書の提出がありますので追認となります。

調査書の32ページに立地基準を、33ページに一般基準を記載しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

提案番号93番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載のとおりです。転用者は個人で、申請地の畑の一部331㎡に使用貸借権を設定し、一般住宅として転用する案件です。

なお、申請地は隣接地所有者の所在不明により通常の方筆登記手続きができないため、筆界特定制度による境界確認の途中であり、筆界の特定ができ次第速やかに方筆登記が行われるものです。

調査書の34ページに立地基準を、35ページに一般基準を記載しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

提案番号94番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

転用者は個人で、申請地の田2筆計870㎡を取得し、農家住宅として転用する案件です。

調査書の36ページに立地基準を、37ページに一般基準を記載しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

提案番号95番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

転用者は法人で、申請地の田2筆計699㎡を取得し、宅地分譲地として転用する案件です。

なお、申請地は熊本県の管理する自転車専用道路で分断されているため、事業遂行にあたって熊本県との十分な協議を行うよう転用者に指導をしています。

調査書の38ページに立地基準を、39ページに一般基準を記載しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

提案番号 96 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

転用者は個人で、申請地の田 266 m<sup>2</sup>を取得し、一般住宅として転用する案件です。

なお、申請地は既に造成工事が行われており、そのことについては始末書の提出があります。

調査書の 40 ページに立地基準を、41 ページに一般基準を記載しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

提案番号 97 番は、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

転用者は法人で、既に許可が下りている建築条件付売買予定地の 1,997 m<sup>2</sup>と先程、事業計画変更の承認をいただきました畑 32 m<sup>2</sup>を新たに取得し、建築条件付売買予定地の配管用地として転用する案件です。

調査書の 42 ページに立地基準を、43 ページに一般基準を記載しております。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、承認相当と判断しております。

提案番号 98 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載のとおりです。

転用者は個人で、申請地の田 854 m<sup>2</sup>を取得し、資材・機材置き場及び駐車場として転用する案件です。

調査書の 44 ページに立地基準を、45 ページに一般基準を記載しています。

本案件はそれぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

提案番号 99 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

転用者は個人で、申請地の田 850 m<sup>2</sup>に使用貸借権を設定し、農家住宅として転用する案件です。

調査書の 46 ページに立地基準を、47 ページに一般基準を記載しています。

本案件はそれぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

以上、9 件です。

○議長（坂本照子君）

事務局からのただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○議長（坂本照子君）

提案番号 91 番から 92 番を北部地区担当委員

1 2 番（田中春雄君）

提案番号 91 番から 92 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくをお願いします。

○議長（坂本照子君）

提案番号 93 番から 98 番を南部地区担当委員

9 番（光永太君）

提案番号 93 番から 98 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はございません

でした。ご審議の程よろしく申し上げます。

○議長（坂本照子君）

提案番号 99 番を東部地区担当委員

13 番（隈部誠一君）

提案番号 99 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしく申し上げます。

○議長（坂本照子君）

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。議案第 91 号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、原案のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第 92 号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地の所有権移転を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（一法師進君）

議案第 92 号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地の所有権移転でございます。

提案番号 34 番 申請人及び契約内容につきましては、議案書記載のとおりでございます。本案件は、11 月 19 日に売買会議を開催し内容の確認を行っているものであります。

提案番号 35 番、申請人及び契約内容につきましては、議案記載のとおりで、この後の議案 94 号の提案番号 327 号で法人に貸し付ける契約を同月の総会で決定いただくもので、受け手の要件の例外規定が適用される案件となっております。

本案件は、11 月 24 日に所有権移転会議を開催し内容の確認を行っております。

なお、農業経営基盤強化促進法 18 条による農用地利用集積計画の要件を満たしております。

以上でございます。

○議長（坂本照子君）

ただ今事務局の説明が終わりました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第92号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、議案第92号は、原案のとおり決定いたしました。

それでは、議案第93号、農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（一法師進君）

議案第93号、農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転（中間管理機構）でございます。

今回の利用権設定は、新規設定67件、その面積は178,022㎡でございます。

提案番号132番から57ページの提案番号198番までの申請地、申請人、契約内容については、議案書記載のとおりです。利用内容につきましては、野菜等を作付け予定でございます。

調査書の49ページから54ページに調査内容を記載しており、農業経営基盤強化促進法に係る山鹿市基本構想に適合しております。

以上でございます。

○議長（坂本照子君）

ただ今事務局の説明が終わりました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第93号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第94号、農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（一法師進君）

議案第94号、農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転でございます。

今回の利用権設定は、新規設定が21件、再設定が3件でその面積は、60,006㎡でございます。

提案番号 304 番から 327 番までの申請地、申請人、契約内容は議案書記載のとおりです。  
利用内容については、水稲、大豆等を作付け予定でございます。  
調査書の 55 ページから 61 ページに調査内容を記載しており、農業経営基盤強化促進法第 18 条による農用地利用集積計画の要件を満たしております。  
以上でございます。

○議長（坂本照子君）

ただ今事務局の説明が終わりました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第 94 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、原案のとおり決定いたしました。  
次に、議案第 95 号、農地法第 2 条第 1 項の規定による農地に該当するか否かの判断を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（坂口美治君）

議案第 95 号 農地法第 2 条第 1 項の規定による農地に該当するか否かの判断でございます。

本ページの提案番号 40 番から 72 ページの提案番号 242 番までの土地の所在、地目、面積、所有者、利用状況調査につきましては、記載のとおりで、筆数の合計が 203 筆、合計面積 199,777 m<sup>2</sup>でございます。

今回の非農地判断につきましては、7 月～8 月にかけて農地利用最適化推進委員、また、10 月下旬に班毎に農業委員と推進委員との合同による利用状況調査で発見した分について、関係機関と協議を行いながら、非農地の要件を満たしているようなある程度まとまった個所を 7～8 個上程していますので、件数が増えております。また、所有者等から非農地判断の申し出があった分も併せて上程しております。

現地の状況につきましては、自然発生した雑木林、肥培管理されなくなった栗園・タケノコ園、茶畑等で、再生困難となった理由としては、農業者の高齢化、所有者不明、耕作用の道路や水利がない等の地形的な理由により現在の状況になったと考えられます。

いずれの農地も再生困難と判断しております。

現地の状況写真につきましては、10 月末の班毎の現地調査時にて確認していただいておりますので、掲載は省略させていただきます。

以上の申請は、非農地証明事務処理要領の要件を満たしていると判断しております。

○議長（坂本照子君）

ただ今事務局の説明が終わりました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第95号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、原案のとおり決定いたしました。

-----○-----

#### 4. 報 告

○議長（坂本照子君）

次に、報告第19号、農地法第3条の3の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（坂口美治君）

報告第19号、農地法第3条の3の規定による届出について報告いたします。

令和3年10月に届出がありました件数は10件、筆数の合計は68筆、面積の合計は81,719㎡でございます。詳細につきましては、74ページに記載しております。

以上でございます。

○議長（坂本照子君）

事務局からの説明が終わりました。質問等ございましたら挙手願います。

（「質問なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

質問等がないようですので、報告第19号は終わります。

次に、報告第20号、農地法第5条第1項の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（坂口美治君）

報告第20号、農地法第5条第1項の規定による届出について報告いたします。

令和3年10月に届出がありました件数は1件、土地の所在、申請者、所有者につきましては、議案書記載のとおりです。転用目的につきましては、携帯電話基地局でございます。以上でございます。

○議長（坂本照子君）

事務局からの説明が終わりました。質問等ございましたら挙手願います。

（「質問なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

質問等がないようですので、報告第20号は終わります。

以上で、本日の議案審議並びに報告事項は全て終了いたしました。これをもちまして令和3年第13回総会を閉会いたします。

-----○-----

## 6. 閉 会

○副会長（隈部誠一君）

ご起立願います。これをもちまして閉会いたします。「礼」ご着席ください。

以上のとおり、総会の議事内容を記載し、相違ないことを証するためここに山鹿市農業委員会会議規則第22条第2項の規定によりここに署名する。

山鹿市農業委員会会長

坂本照子

11番 農業委員

廣松久喜

12番 農業委員

田中春隆